

都内避難者の皆様への 定期便



都内に避難されている皆様へ、
東京都からのお知らせをお送りします。

今月号の掲載内容

●ふるさとからのお知らせ P1~2

ふるさとの今をお知らせします。今月は宮城県からです。

●都内避難者電話相談窓口 P3

東京都が実施する都内に避難されている方向けの相談窓口のご案内です。

●司法書士による面談・電話相談のご案内 P4

親族でも請求できる「特別寄与料」って？

●区市町村窓口一覧 P5~6

都内区市町村における支援サービス窓口一覧です。

次号の発送は、令和2年10月1日を予定しています。

●定期便や各種支援情報につきましては、HPでもご覧になれます。

都内に避難されている皆様へ **検索**

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html>



●被災地支援に関するイベント情報等について、ツイートしています。

 @tocho_fukko

●復興支援対策部のアカウント

https://twitter.com/tocho_fukko



東京都

ふるさとからのお知らせ

今月は宮城県からお知らせします。

名取市震災復興伝承館がオープンしました

5月30日、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開館が延期されていた「名取市震災復興伝承館」が開館し、記念式典が行われました。



出典：復興庁ホームページ

(https://www.reconstruction.go.jp/portal/chiiiki/2020/20200530natori.html?index_no=0)

同施設は、国土交通省・河川防災ステーションの敷地内に、①名取市における災害の記憶・復興に向けた取り組みについて、未来に伝えるアーカイブを構築する②震災の記憶と教訓を未来に引き継ぐ学習の場をつくる③防災教育の重要性を発信し、未来を担う人材の育成を支援する④伝承館来訪者に対して地域の魅力を発信する、の四つの基本方針により建設されました。

館内には震災以前の閑上地区のジオラマや津波被害についてのパネル展示、シアタールーム等が整備されているほか、大雨等の有事の際には水防団の活動拠点としても活用される予定です。



(写真提供：名取市)

所在地 名取市閑上二丁目66番地外

開館時間 9:30～16:30 (4月～11月)
10:00～16:00 (12月～3月)

休館日 毎週火曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始 (12月29日～1月3日)

料金 入館料無料

県内のプレハブ仮設住宅の最後の入居者が退去されました

名取市の愛島東部仮設住宅団地で4月28日、東日本大震災で被災した方のために建てられたすべての応急仮設住宅（プレハブ）の最後の入居者が退去されました。

これにより、震災から9年1カ月を経て、宮城県内のプレハブ仮設住宅からは被災者全員が転出したこととなります。民間の賃貸住宅等を除くと、被災3県のうちプレハブ仮設住宅が解消したのは宮城県が初めてです。

愛島東部仮設住宅団地では182戸が建設され、名取市最大の仮設住宅団地でした。仮設住宅は現在解体工事が始まっています。



石巻市に雄勝硯伝統産業会館と観光物産交流館がオープンしました

5月21日、石巻市で「雄勝^{すまわ}硯伝統産業会館」と「雄勝観光物産交流館（おがつ・たなこや）」の完成式典が行われました。両施設は震災で被災した雄勝地区の地域活性化の拠点として市が整備した施設であり、国内で唯一の硯の展示施設でもあります。津波でかつての硯会館や地域の硯工場から流出し、後に回収された硯や掛け軸などのほか、硯産業の歴史と復興の歩みをまとめた映像が見られるシアターもあります。新型コロナウイルス感染拡大の影響で開館は予定より1カ月遅れましたが、出席した地元住民らは地区の魅力を発信する施設の完成を喜びました。

硯上の里おがつ

（雄勝硯伝統産業会館・観光物産交流館）

所在地 宮城県石巻市雄勝町下雄勝
二丁目5番地

・雄勝硯伝統産業会館

開館時間 9:00～16:30

休館日 毎週火曜日（祝日の場合は翌日）

料金 展示室 大人200円
小人100円

・観光物産交流館

開館時間 9:00～17:00



（写真提供：石巻市）

避難生活の悩み、 一人で抱えていませんか？

わたしたちに、お気軽にご相談ください。
あなたの悩みに親身に寄り添い、解決に向けお手伝いをいたします。

ご相談は、こちらの番号(フリーダイヤル)まで

 **0120-978-885**

対 象 東日本大震災により都内に避難された、すべての方

受付時間 平日 9時30分～17時



上記相談は、東京都の委託を受けて、東京都社会福祉協議会が実施しています。

福島県から都内に避難された方には夜間相談窓口（福島県委託）もあります

医療ネットワーク支援センター ☎ **03-6911-0584**

受付時間：平日17時～20時30分

メール：soudan@medical-bank.org

避難元県の電話相談窓口

福島県に関するお問い合わせ

被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎ **0120-303-059**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

宮城県に関するお問い合わせ

宮城県東京事務所 ☎ **03-5212-9045 (代表)**

月～金曜日 9時15分～17時30分 ※祝日・年末年始を除く

岩手県に関するお問い合わせ

いわて内陸避難者支援センター ☎ **019-601-7640**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く



東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けてまいります。今回は、相続法改正で新設された「特別寄与料」について説明いたします。

親族でも請求できる「特別寄与料」って？

Q. 私は父母と同居し、母の介護も私を中心にやってきました。先日母が亡くなり、相続手続きをしようとしたところ、私は母の相続人でないことが分かりました。私は父の連れ子で、物心がつく前から父母の一人娘として育てられ、私も母だと思っていましたが、養子縁組はしていませんでした。母の相続人は、父と母の弟（音信不通）となるようです。法律が変わって、介護していた人が相続人でなくても、財産がもらえると聞きました。私も対象でしょうか。

A. 相続法改正前は、亡くなられた方の介護など特別な寄与（貢献）をした人が相続人であれば、寄与分を相続分に加えることができる「寄与分」の制度だけでした。

相続法改正で新設された「特別寄与料」の制度により、亡くなられた方の介護をしていたのが「親族」であれば、相続人でなくても、寄与料を請求できるようになりました。

あなたは、お母様（実際は育ての母）の「親族」（一親等の姻族）にあたりますので、お母様が亡くなられたのが令和1年7月1日以降であれば、特別寄与料を相続人に請求できます。

なお、家庭裁判所で手続きをする場合は期限もありますのでご注意ください。

補足. 上記の養子縁組をしていない連れ子の方以外にも、亡くなられた方の子の配偶者や、子がいるが介護をしていたのは相続人ではない兄弟姉妹や甥姪だった場合なども対象となります。

ただし、あくまでも「親族」ですので、内縁の配偶者は対象外となっています。

面談による相談（予約制）

- 東京司法書士会総合相談センター（四谷・月曜～金曜 午後5時～8時
火曜・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区四谷本塩町4-37（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

- 三多摩総合相談センター（立川・水曜 午後5時～8時
木曜・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）



新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、相談受付時間等が変更になる場合がありますのでご了承下さい。

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。

都内区市町村支援サービス等問い合わせ窓口



現在お住まいの区市町村で、避難者の皆様のための支援サービス等について、お問い合わせがございましたら、以下の一覧表に記載されている窓口にご連絡ください。

区市町村名	受付窓口	電話番号
千代田区	地域振興部総合窓口課区民相談室	03-5211-4176
中央区	総務部防災課	03-3546-5287
港区	芝地区総合支所区民課 麻布地区総合支所区民課 赤坂地区総合支所区民課 高輪地区総合支所区民課 芝浦港南地区総合支所区民課	03-3578-3111 03-3583-4151 03-5413-7011 03-5421-7611 03-3456-4151
新宿区	地域振興部地域コミュニティ課管理係	03-5273-3519
文京区	区民部区民課	03-5803-1170
台東区	総務部危機・災害対策課	03-5246-1092
墨田区	都市計画部危機管理担当安全支援課	03-5608-6199
江東区	総務部危機管理課危機管理係（被災者支援担当）	03-3647-9382
品川区	総務部総務課総務係	03-5742-6624
目黒区	危機管理室防災課	03-5723-8488
大田区	地域力推進部地域力推進課区民協働・生涯学習担当	03-5744-1204
世田谷区	危機管理室災害対策課	03-5432-2266
渋谷区	危機管理対策部防災課	03-3463-4475
中野区	区民部区民生活課区民相談係	03-3228-8802
杉並区	危機管理室防災課	03-3312-2111（内線3602）
豊島区	政策経営部企画課	03-4566-2511
北区	①防災・危機管理課 ②王子区民事務所 ③赤羽区民事務所 ④滝野川区民事務所	①03-3908-1121 ②03-3908-8745 ③03-3901-2693 ④03-3910-0141
荒川区	区民生活部防災課	03-3803-8711
板橋区	戸籍住民課異動係	03-3579-2205
練馬区	危機管理課庶務係	03-5984-2762
足立区	広報室区民の声相談課	03-3880-5359（直通）
葛飾区	地域振興部危機管理課管理係	03-5654-8223
江戸川区	生活振興部地域振興課コミュニティ係	03-5662-0515

区市町村名	受付窓口	電話番号
八王子市	市民部市民生活課	042-620-7424
立川市	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進係	042-523-2111 (内線1491)
武蔵野市	市民部市民課	0422-60-1838
三鷹市	総務部相談・情報課	0422-44-6600
青梅市	健康福祉部 生活福祉課	0428-22-1111 (内線2197)
府中市	政策総務部政策課	042-335-4010
昭島市	企画部企画政策課	042-544-5111 (内線2337)
調布市	調布市役所 (代表)	042-481-7111
町田市	市民部市民課総務係	042-724-4225
小金井市	総務部地域安全課	042-387-9807
小平市	市民部市民課管理担当	042-346-9520
日野市	総務部防災安全課	042-585-1100
東村山市	環境安全部防災安全課	042-393-5111
国分寺市	健康部地域共生推進課	042-325-0111
国立市	健康福祉部福祉総務課地域福祉推進係	042-576-2111 (内線152)
福生市	総務部安全安心まちづくり課防災係	042-551-1638
狛江市	総務部 安心安全課	03-3430-1111
東大和市	総務部防災安全課	042-563-2111
清瀬市	総務部防災防犯課	042-497-1847
東久留米市	環境安全部防災防犯課	042-470-7769
武蔵村山市	健康福祉部地域福祉課	042-565-1111 (内線153)
多摩市	総務部防災安全課	042-338-6802
稲城市	市民部市民課	042-378-2111 (内線132)
羽村市	市民生活部防災安全課防災・危機管理係	042-555-1111 (内線211)
あきる野市	企画政策部企画政策課	042-558-1111
西東京市	西東京市代表電話	042-464-1311
瑞穂町	住民部地域課	042-557-7610
日の出町	生活安全安心課 防災・コミュニティ係	042-597-0511
檜原村	総務課総務係	042-598-1011
奥多摩町	企画財政課	0428-83-2360
大島町	防災対策室	04992-2-0035
利島村	総務課	04992-9-0011
新島村	総務課行政係	04992-5-0240
神津島村	総務課	04992-8-0011
三宅村	総務課防災危機管理係	04994-5-0935
御蔵島村	総務課総務係	04994-8-2121
八丈町	総務課	04996-2-1121
青ヶ島村	総務課 庶務民生係	04996-9-0111
小笠原村	総務課	04998-2-3111

※ご相談窓口一覧は前月号をご覧ください。

被災3県から避難されている皆様へ発送されている情報紙



お問い合わせ

- 福島県「ふくしまの今が分かる新聞」について
福島県避難者支援課 ☎ 024-523-4250
- 宮城県「みやぎ復興定期便」について
宮城県震災復興推進課 ☎ 022-211-2408
- 岩手県「いわて復興だより」について
岩手県復興推進課 ☎ 019-629-6945



～都内避難者支援課からのお願い～

定期便に関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

■「定期便の送付先変更や送付停止」について

⇒都内避難者電話相談窓口

0120-978-885 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9時30分～17時

■「定期便の内容」について

⇒東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

03-5388-2384 (直通)

受付時間 平日9時～17時

発送元

東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

FAX 03-5388-2384
Eメール 03-5388-2384

リサイクル適性

この新聞紙は、資源物の一部としてリサイクルされます。

都営住宅における家族向毎月募集 (東日本大震災被災者等)のご案内

平成30年1月以降、毎月中旬頃、若年夫婦・子育て世帯、定期使用住宅入居後5年経過世帯、事業再建者(定期使用住宅)に加え、東日本大震災被災者の方を対象とした募集を行っています。つきましては、9月に実施する募集についてお知らせします。

- 1 募集戸数 75戸(予定)
- 2 申込受付期間 令和2年9月16日(水)～9月30日(水)
(ダウンロードは9月25日まで)
18時00分必着(郵送受付)
- 3 主な申込資格
(1)～(3)のいずれか及び(4)(5)に該当すること
(1) 東日本大震災により、滅失した住宅に居住していた方
(2) 福島県東京電力原子力事故による居住制限者
(3) 福島県東京電力原子力事故による支援対象避難者(全員避難、一部避難)
(4) 所得が定められた基準内であること
(5) その他都営住宅の入居資格にあてはまること
- 4 申込方法
申込書及びパンフレットは東京都住宅供給公社のHPに掲載しますので、申込書をダウンロードし、郵送でお送りください。なお、下記の場所で申込書等を受け取ることも出来ます。
 - ・都庁第二本庁舎13階中央募集相談窓口
 - ・東京都住宅供給公社(都営住宅募集センター・各窓口センター)
 - ・東雲住宅公社現地事務所2415号室

【問合せ先】

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

電話 03-3498-8894【午前9時から午後6時(土・日・祝日を除く)】

URL <http://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

～都営住宅の要件に当てはまらない方は～

★公社住宅では、先着順による空き家募集を引き続き行っています。

お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口

専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット(JKKねっと)でもお申込みできます。

都営住宅等募集の案内

2020年9月1日

1 都営住宅（家族向・単身者向 年4回定期募集）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
11月4日(水) ～12日(木)	家族向・単身者向等（抽せん方式） 病死等の発見が遅れた住宅も掲載する 予定です。詳しくは、募集案内でお確 かめください。	募集期間（土・日を除く）に 限り、東京都住宅供給公社都 営住宅募集センター、各窓口 センター、都庁、区役所、市 役所、町村役場で配布しま す。また、同期間中公社HP からダウンロードすることも できます。	募集の概要については、 広報東京都（募集月の 前月末頃に新聞折込で 配布）、テレホンサービ ス、公社HP（募集月の 前月下旬に掲載）でお知 らせします。
2月上旬	家族向（ポイント方式） 単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
8月上旬	家族向（ポイント方式） 単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		

※抽せん方式の募集では、病死等の発見が遅れた住宅も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。

2 都営住宅（家族向 毎月募集）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
毎月中旬	若年夫婦・子育て世帯、東日本大震災被災者、定期使用住宅入居後5年経過世帯、事業再建者（定期使用住宅）向	配布は行っておりません。募集日程の間でのみダウンロードをすることができます。	募集の概要については、公社HP（募集日程は毎月5日頃公表）でお知らせします。

3 都営住宅（家族向 随時募集）

募集時期	募集内容・対象住戸	申込方法	備考
随時	2人以上のご家族が対象です。定期募集及び毎月募集で申込みのなかった多摩地域にある都営住宅の一部になります。	東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 随時募集専用ダイヤルへお電話ください。 電話のみの受付になります。 ☎ 03-5467-9266	募集の概要については、公社HPでご確認ください。

4 都民住宅募集

住宅の種類	募集時期	募集方式	問い合わせ先
東京都施行型	年2回（6月上旬、12月上旬）	抽せん	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F ☎ 03-3498-8894
	随時（詳しくは公社HPでご確認下さい）	先着順	
公社施行型 公社借上型	随時（詳しくは公社HPでご確認下さい）	先着順	東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 〒150-8543 渋谷区渋谷1-15-15 テラス渋谷美竹2F ☎ 03-3409-2244

◎東京都住宅供給公社HP <http://www.to-kousya.or.jp/>

5 公社住宅募集

◆先着順による空き家募集を行っています。お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口

専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット（JKKねっと）でもお申込みできます。

こっ
ち
き
だ
ら
い
い
べ
え

通信講座 自宅で楽しく “リズムde健康体操”

9月に入りましたが秋暑ひととき厳しい日が続いておりますね。皆さまはいかがお過ごしでしょうか？まだコロナウィルス感染が落ち着かず集まることが難しいので、前回に引き続きご自宅でも楽しめる「通信講座」を開催します。今回はカラダを動かす体操の通信講座を開催することになりました。リズムを楽しみながら、簡単な体操で体を動かしましょう！

講座の
電話申込
9/4(金)
10:30受付開始
定員30名

※「個人情報の取扱い」通信講座受講に際していただいた住所、氏名、アカウント等の個人情報は、医療ネットワーク支援センターからのご案内に使用し、適切に管理いたします。電話申込に際しては、本「個人情報の取扱い」にご同意いただいたものとみなしますので、ご了承の上お申し込みください。

■通信講座の流れ



■電話申込／03-6911-0582 医療ネットワーク支援センター

受付開始9/4(金)10:30AM～

■定員／先着30名（電話申込、先着）

■参加費／無料

■セット内容／解説動画DVD、説明書

■講師／ドラムサークル研究所 (DC-LAB)

■教材お届け／教材のお届けは9/14～9/18頃の予定です

電話で以下をお伺いします。
・お名前、電話番号
・避難元の町
・現在のご住所



主催

■主催／TSKコンソーシアム（心の復興事業を行う東京・埼玉・神奈川のチームです）

■企画・運営／医療ネットワーク支援センター

■電話／03-6911-0582（平日10:00～19:00）



医療ネットワーク支援センター スタッフ

今後の予定

様々な教室を通信講座で予定しております。

詳細が決まり次第お知らせいたしますので楽しみに
おまちください。

その④ 音楽・コーラス教室

自宅で好きな時間に音楽を楽しもう！

通信講座および音楽
スタジオでの講座を
開催予定です



その⑤ プチ野菜作り教室

ベランダサイズで育てられる野菜作り！

ミニサイズのプランターで
野菜作りを楽しみましょう！



その⑥ DIY教室

今だからこそ始めたいDIY！

教材を参考に木工作品を手作り
してみませんか？



コロナウィルスの情勢により以上の通信講座内容は変更になる
場合がございます。あらかじめご了承ください。



陸前高田市 思い出の品 東京原宿 写真展 & 返却会 開催のお知らせ

下記のとおり、東京の原宿にて「ずっとずっとふるさと 陸前高田」写真展と返却会を開催します。
新型コロナウイルス感染症対策のため「受付」をお願いすることになりますのでよろしくお願いします。

日 時：2020年9月25日（金）～10月7日（水）12：00～19：00

場 所 富士フィルム ワンダーフォトショップ 2階
FUJIFILM WONDER PHOTO SHOP

住 所 東京都渋谷区神宮前6-29-4 電話 03-6427-9703

<アクセス>

JR 山手線「原宿」駅から徒歩6分

東京メトロ千代田線／副都心線「明治神宮前」駅

7番出口から渋谷方面徒歩1分



ずっとずっとふるさと 陸前高田 写真展

陸前高田市思い出の品の活動の紹介と震災前の
陸前高田市の風景の写真展を開催します。

どなたもお気軽にお立ち寄りください。

同時開催

- *被災写真救済ネットワーク／被災写真の
救済活動と応急処置のノウハウ
- *富士フィルム”写真救済プロジェクト”
～わたしたちがやってきたこと。
そして、わかったこと。～

思い出の品返却会

*被災された方、ご家族・ご親戚等、高田にゆかりがある方でしたら、どなたでもご覧いただく
ことができます。

*インデックスファイルの形でご覧いただくこと
を想定しています。あわせて新たに物品に付さ
れていた「お名前リスト（あいうえお順）」もご
覧いただく予定です。

*新型コロナウイルス感染症対策のため、県外移
動しての返却会が難しい状況です。そのため、
ご案内等はお店のスタッフの方をお願いするこ
とにしています。ご承知おきくださいませ。

お問い合わせ先

2020年8月17日発行

（一社）三陸アーカイブ減災センター内 陸前高田市思い出の品

〒029-2203 陸前高田市竹駒町字館44（旧市立図書館事務所）

【休館日】毎月25日（アバッセたかた返却会）等出張返却会開催日 念のためお問い合わせください。

電話：0192-47-4848 メール：info@shinsai-archive.org

ホームページ：http://www.shinsai-archive.org/

Twitter：@takata_omoide

Facebook：facebook.com/takata.omoide/



つかってみませんか？

震災原発ホットラインサービス

～弁護士による震災・原発問題に関する無料の相談サービスです～

無料

ご相談の流れ

①弁護士会のスタッフが弁護士を紹介します



震災ホットライン希望です。
福島から避難してきて、心配なことがあるのですが。

わかりました。おつて弁護士から
連絡が来ますので、しばらくお待ち
ください。



②担当弁護士から連絡が入るので、心配ごと・悩みごとをお話してください



はじめまして！弁護士の〇〇です。

実は…。

…そうですか。それであれば、直接
お会いして相談したほうがよい
かもしれませんね。



③必要に応じて、弁護士と面会相談（無料）をしてください



直接相談できるのはうれしい
のですが、お金が…

震災、原発に関する相談なので、無料
です。資料をご持参の上、いらっ
しゃってください。



03-3581-1511

（霞が関法律相談センター）

- ・ご利用の際には「震災原発ホットライン希望」とお伝えください
- ・電話受付時間は平日（月～金）10:00～15:00迄となっております

042-548-3800

（東京三弁護士会多摩支部）



東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

※ホットラインへの電話は通話料がかかります（弁護士からの折り返し電話は無料です）。

※震災、原発に関する相談以外については、事前にご説明の上、有料となる場合があります。

福島県社会福祉協議会からのお知らせ

～ 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業のご案内 ～

福島県相双地域等（浜通り）で介護職員として働きませんか。

2011年の東日本大震災で福島県相双地域等（浜通り）は甚大な被害を受けました。地域の復旧・復興は少しずつ進んでいますが、介護施設等で働く職員は今もなお不足している状況が続いています。

福島県社会福祉協議会では、福島県相双地域等（浜通り）で介護職員として働く人材を広域的に確保するため、同地域の施設等で介護職員として就職する方に対して就職準備金等の奨学金を無利子で貸与する事業を行っています。

就職準備金等の貸付制度のご案内

福島県外にお住まいの方で、福島県浜通りの介護保険施設等に介護職員として就職するに対して、就職準備金や介護職員初任者研修等の受講料を無利子で貸与します。一定の条件を満たせば返還が免除されます。

貸付内容（貸付利子は無利子）

■就職準備金 ※金額により返還免除の要件が変わります

正規職員またはフルタイム勤務の非正規職員 **30万円 または 50万円**

パートタイム職員（勤務時間が週20時間以上） **30万円**

パートタイム職員（勤務時間が週20時間未満） **15万円**

さらに、次の要件に該当する場合には、就職準備金に加算して借りることができます

●世帯赴任加算（A・Bのどちらかを選択）

A 扶養家族と一緒に転居する場合…本人分12万5千円 + 家族1名につき5万円

B 扶養家族と別居し単身で転居する場合…20万円

●自動車輸送費用等加算（A・Bのどちらかを選択）

A 所有する自家用自動車を福島県に輸送する場合…輸送費用20万円以内（実費分）

B 新たに自家用自動車を購入する場合…登録費用20万円以内（実費分）

※登録費用…車庫証明費用、自賠責保険料、納車費用、リサイクル費用、下取り費用

■研修受講料 **15万円以内（実費分）** ※介護職員初任者研修等を受講する場合に借りることができます

返還免除について

就職した介護保険施設等での業務従事期間が下記の年数を満たした場合は、奨学金の返還を免除します。

■就職準備金
15万円・30万円
（加算金も含む）

↓
1年間

■就職準備金
50万円
（加算金も含む）

↓
2年間

■研修受講料

↓
2年間

役に立つ情報が盛りだくさん！ 専用ホームページをご覧ください！

専用ホームページでは、就職準備金等貸付制度の詳細や福島県的生活情報などを紹介しています。

また、イベントのお知らせ、福島県に移住・就職した人の紹介コーナー、日々の活動を綴ったブログなど…福島県への移住や就職に役立つ情報を随時更新しています！ ぜひ、ご覧ください！！

<http://www.f-kaigoshogaku.jp/>

ふくしまで、咲こう。

検索



「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」 問合せ先

社会福祉法人

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111

福島県社会福祉協議会

☎024-526-0045

学べるしあわせをみんなに。

高校生対象給付型奨学金

「まなべる基金」

第10期受付中

(令和3年度給付開始)

応募
締切

令和2年10月16日(金)
※消印有効

義務教育を終えて迎える高校生活は、いわば社会への第一歩。
長い人生の中で、もっとも様々な知識を得られるときであり、
かけがえのない仲間に出会えるときでもあります。

だから今、“学べる”という時間の尊さを感じて、あきらめないでほしい。
そんな想いを込めて、

東日本大震災復興支援財団は、「まなべる基金」を設立しました。

まなべる基金は、困難な状況の中でも、
学ぶことをあきらめない高校生を支援するための奨学金制度です。

お知らせ

所得基準を超えていても、令和2年1月～12月にかけて減収が見込まれ、「令和3年度所得証明書(令和2年1月～12月)」の所得金額の合計額が合計基準を下回る見込みがある方も応募可能です。
※追って令和3年6月中までに、「令和3年度所得証明書」を事務局へ提出し所得合計が下回っていることを証明する必要があります。

まなべる基金(第10期)の応募方法

1 応募に必要な書類を、以下の方法で取り寄せてください。

「まなべる基金」事務局へフリーダイヤルまたはメールにて
問い合わせ

「都内避難者定期便」を見て応募書類が必要な旨と、送付先情報(住所・氏
名・電話番号)を伝える。

※すぐ入手したい場合
まなべる基金ウェブサイトより応募書類をダウンロードのうえ、印刷してください。

2 応募資格があるかどうか、同封されている募集要項記載の
「応募資格」を確認してください。

3 応募資格に該当する場合、奨学金願書の必要項目を記入し、
その他必要書類も合わせて準備してください。

4 記入済みの奨学金願書とその他必要書類を、在籍校の担任の
先生または奨学金担当の先生に提出してください。

※在籍校で準備が必要な書類もありますので、締切より早め(1週間前程度)
に提出するようにしてください。
※中学校3年生の場合は、在籍校を過ぎず直接事務局へ応募してください。

5 在籍校を通じて、締切日までに応募書類送付先(詳細裏面参
照)へ郵送にて応募してください。

※中学校3年生の場合は、在籍校を過ぎず直接事務局へ応募してください。

お問い合わせ

ご不明な点がございましたらお気軽にお電話ください。

公益財団法人 東日本大震災復興支援財団「まなべる基金」事務局 〒105-7313 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング13階
☎ 0120-935-459 / 0120-957-802 (平日12:00～17:00) ✉ manaberukikin@minnade-ganbaro.jp

募集要項など、詳細はウェブサイトをご覧ください。▶

まなべる基金

検索

または



<http://minnade-ganbaro.jp/manaberukikin>

まなべる基金(第10期) 制度概要

奨学金の 対象者	東日本大震災で被災し、令和3年4月1日時点で 高校等、またはその他学校に在籍している生徒 ※詳しい応募資格については必ず募集要項をご確認ください。		応募方法	応募に必要な書類(願書・公的書類など)を準備 し、在籍校経由で当財団へ郵送してください。 ※中学校3年生の場合は、在籍校を通さず直接事務局へ 応募してください。							
奨学金の 種類	給付型奨学金 ※返還不要です。		応募締切	■奨学金担当の先生 令和2年10月16日(金) ※消印有効 ※締切日を過ぎての応募は受付できませんので、 余裕をもってご準備ください。 ■応募者 各校で定められた提出日 ※詳しくは奨学金担当の先生にご確認ください。							
給付金額 ・ 給付期間	<table><tr><td>3年制高校等</td><td>年間19万円(最長3年間)</td></tr><tr><td>4年制高校等</td><td>年間14.25万円(最長4年間)</td></tr><tr><td>その他学校</td><td>年間19万円(高等学校卒業程度 認定試験合格まで(最長3年間))</td></tr></table> ■高校等に在籍の場合 奨学金の給付期間は、高校等の卒業までに要する 最短修業年限が終了する月までとします。 ■その他学校に在籍の場合 令和3年4月分～高等学校卒業程度認定試験合格 まで(最長3年間)とします。 ※その他学校とは、一定の条件を全て満たす学校等 (例:フリースクール、学習塾等)を指します。 詳細については必ず募集要項をご確認ください。			3年制高校等	年間19万円(最長3年間)	4年制高校等	年間14.25万円(最長4年間)	その他学校	年間19万円(高等学校卒業程度 認定試験合格まで(最長3年間))	応募書類 送付先	〒105-0004 東京都港区新橋1-18-2 明宏ビル本館4階 特定非営利活動法人ジービーパートナーズ 『まなべる基金(第10期)』応募書類 担当行 ※郵送以外は受付できません。
	3年制高校等	年間19万円(最長3年間)									
4年制高校等	年間14.25万円(最長4年間)										
その他学校	年間19万円(高等学校卒業程度 認定試験合格まで(最長3年間))										
募集人数	80名程度		選考	応募書類の記載をもとに、選考委員会にて 総合的に判断します。 ※応募資格を全て満たしても必ずしも採用されるわけでは ありませんので、予めご了承ください。							
			採否決定	令和3年1月下旬(予定)に、在籍校宛に郵送で 通知します。 ※中学校3年生の場合は、直接自宅宛に郵送で通知します。 ※採否決定通知で「条件付き採用」となった方の場合につい ては、詳細は募集要項をご確認ください。							

応募資格の概要

まなべる基金(第10期)へは、以下の資格1～5の全てを満たさないと応募ができません。全ての資格に該当する場合は、必ず「まなべる基金(第10期)奨学金応募関連書類」で詳細をご確認いただき、応募に必要な書類をご準備ください。



資格1:生年月日

平成13年4月以降に生まれ、令和3年4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍していることが見込まれる生徒。



資格2:東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県に居住していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方も
岩手県・宮城県・福島県に居住していた。



資格3:被災をしていることが証明できる

被災をしていることが証明できる東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県で被災したことを、
応募者本人及び保護者の自宅の罹災証明書または被災証明書の提出により証明できる。

※「被災証明書」提出の場合は以下のいずれかの事象に該当し追加必要書類でその事象を証明できること

- ① 原発の影響で避難し、二重生活をしている。
- ② 原発の影響で一家避難し、避難先で住居費を自己負担している。
- ③ 原発の影響で避難し、避難先から震災時に居住していた市町村への帰還している。



資格4:所得の合計基準

応募者と家計を同一にする18歳以上(応募時点)の家族の「令和2年度所得証明書(令和元年1月～12月分)」の所得合計が
以下の基準を下回っている。

応募者と家計を同一にする家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
所得合計(18歳以上の家族)	213.6万円	302.3万円	370.5万円	430.8万円	507.6万円	579.9万円	651.2万円	721.7万円

【重要1】上記所得基準を超える方でも、「令和3年度所得証明書(令和2年1月～12月)」の所得金額の合計額が合計基準を下回る見込みがある方は、別途
追加必要書類提出をいただくことで応募が可能です。詳細は、募集要項をご確認ください。

【重要2】原発の影響で避難し、二重生活をしている場合(資格3①のケース)にかぎり、世帯全員の所得合計額を1/2にした金額を適用します。
(震災時の居住地が岩手県・宮城県・福島県であること)



資格5:他の奨学金との重複受給がないこと

他の給付型奨学金と重複受給はできません。貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金(例:宮城県被災生徒奨学金)
を受給している場合も重複受給はできません。